保育園って なあに？

説明会 2021

保育コンシェルジュの松本（まつもと）です。
ご相談は港区役所保健福祉課３２番窓口まで
時間：１０時～１６時３０分
電話：０６－６５７６－９８５７

大阪市港区保健福祉センター

保健福祉課　子育て支援担当

もくじ

✧ 保育園ってこんなところです ・・・・・・・・・・・ ３～４ページ

✧ 保育園には種類があります ・・・・・・・・・・・・ ５ページ

✧ 港区の保育所一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・ ６ページ

✧ 保育園を利用するには？ ・・・・・・・・・・・・・ ７ページ

✧ 保育園の利用時間は？ ・・・・・・・・・・・・・・ ８ページ

✧ 保育園って点数で決まるの？ ・・・・・・・・・・・ ９ページ

✧ 世帯の点数はこんなふうに計算しています ・・・ １０ページ

✧ 保育料ってどれくらい？ ・・・・・・・・・・・・ １１ページ

✧ 保育料の無償化 ・・・・・・・・・・・・・・・・ １２ページ

✧ 入所申込について ・・・・・・・・・・・・・・・ １３ページ

✧ 令和４年度一斉入所のお申込み方法 ・・・・・・ １４ページ

✧ 申請の書類について ・・・・・・・・・・・・・・ １５～２２ページ

✧ よくあるご質問 ・・・・・・・・・・・・・・・・ ２３～２４ページ

✧ 令和４年度一斉入所スケジュール ・・・・・・・ ２５ページ

保育園って こんなところです!!

1 保育園とは

保護者が共働き・仕事を探している・病気・介護などの理由で、家庭において保育ができない保護者に代わって、０歳（原則として６か月以上）から小学校就学前までの乳幼児を保育する児童福祉施設です。保育園の設備や運営には、子どもに健全な育ちを与え、適切な保育運営がなされるよう、国の法律や通知によって基準が定められています。これらの条件を満たし、都道府県知事の認可を受けた施設が「認可保育園（保育所）」です。認可保育園を利用するためには、「保育認定」（保育を必要とする認定）を受ける必要があります。

利用方法：　お住まいの区の区役所で入所の申込みをし、選考により入所先が決定します。

保 育 料：　保護者の前年度の収入にかかる市民税に応じて大阪市が決定しています。

2 幼稚園との違いは？

幼稚園は学校教育法に位置付けられており、小学校に入る前の３～５歳の幼児が利用する教育機関です。保育の必要性がなくても、原則としてどなたでもご利用いただけます。

幼稚園は９時頃～１４時頃の１日４時間を基本の活動時間としており、集団遊びに加えて文字や数字等の教育も行います。ほとんどの園で１４時～１７時頃までの「預かり保育」を実施しています。

利用方法：　幼稚園へ直接お申込みいただき、利用契約を結びます。

保 育 料：　無償化となっていますが、私立幼稚園で無償化の上限額を超える保育料が設定されている場合は、差額のお支払いが生じます。

3 認可外保育園との違いは？

認可外保育園は上記で説明した都道府県知事の認可を受けていない保育施設です。認可園よりは緩やかですが、厚生労働省が定めた「認可外保育施設指導監督基準」により職員数や設備に一定の基準が設けられ、定期的な立入り調査も実施されています。英語教育やリトミック教育など保護者のニーズに特化した教育を行う園も多くあります。「保育認定」は必要なく、どなたでもご利用いただけます。

利用方法：　施設へ直接お申込みいただき、契約を結びます。

保 育 料：　各施設が任意に設定していています。

4 企業主導型保育所との違いは？

企業主導型保育事業は認可外保育園に位置づけられますが、職員数や職員資格・設備基準は認可の小規模事業所と同様です。事業所に勤務する従業員の子どもの保育を主軸としていますが、地域の住民が利用できる「地域枠」を設けて「保育の必要性」のある子どもの保育を行っています。

利用方法：　直接施設へお申込みいただき、契約を結びます。

保 育 料：　認可保育施設の保育料の水準に近い範囲で設定されています。

対象	３歳の春～小学校入学前の子ども	保護者の事情により保育の必要性がある０歳～小学校入学前の子ども
保育時間	９：００～１４：００くらいまで ４時間／日 （17 時までの預かり保育あり）	７：３０～１８：３０くらいまで 保育短時間　：　８時間／日（最大） 保育標準時間：11 時間／日（最大）
年間開設日数	３９週以上(２７３日) （春・夏・冬休みあり）	約３００日 (日・祝・年末年始は休み)
給食	毎日ではない	全食
人員配置 （子ども:職員）	３５：１	０歳児　３：１　　３歳児　２０：１ 1.2 歳児　６：１　　４．５歳児　３０：１
先生の免許等	幼稚園教諭免許	保育士資格等

保育園の1日

0･1･2歳児

7：30～9：30	10：00	11：00～11：15	12：00～12：15	15：00	16：00～
登園 健康観察 あそび 	おやつ 	あそび （活動・行事等）	給食 	お昼寝 	おやつ 	あそび お迎え

3･4･5歳児

7：30～9：30		11：30	15：00		16:00
登園 （あそび） 	あそび （活動・行事等） 	給食 	あそび	おやつ 	あそび お迎え

保育園には種類があります

1 公立保育所

市区町村の自治体が運営する保育園です。０歳から就学前までの子どもの保育を行います。

各自治体で決められた保育計画に沿って運営されているため、園によって大きな違いがなく、どの園でも保育の質が保たれています。制服・体操服等園の指定のものはありません。

2 私立保育園

社会福祉法人や民間企業等が運営する保育園です。０歳から就学前までの子どもの保育を行います。

宗教がベースであったり、英語教育やリトミック、音楽に力を入れている等、独自の保育方針を取り入れている園がたくさんあります。制服や体操服は指定であることが多く、保育料以外に園に支払う経費が必要な場合もあります。事前の見学や問合わせで園の方針や費用等を確認しておくことをお勧めします。

（※アソカ学園には０歳児クラスはありません。）

3 認定こども園

少子化により廃園が相次ぐ幼稚園と、待機児童がなくならない保育園の問題を解消するために創設されました。０歳から就学前までの子どもの教育と保育を行います。

認可の認定こども園には幼保連携型、幼稚園型、保育園型の３種類があります。

幼保連携型：　幼稚園と保育園の両方の機能を併せ持つハイブリッド型。

幼稚園型　：　認可幼稚園が保育所的な機能を新たに追加したタイプ。

保育園型　：　認可保育所が幼稚園的な機能を備えたタイプ。

０歳から２歳までは保育園として利用し、３～５歳児クラスは幼稚園として利用をする子ども達と一緒に生活します。お昼過ぎ頃までの教育時間に加え、保育を必要とする場合は夕方まで保育を受けることができます。

4 小規模保育事業所

０～２歳児までを対象とした認可園で、６名以上１９名以下の少人数保育を行います。

小規模保育所にはＡ型、Ｂ型、Ｃ型の３種類があります

Ａ 型　職員全員が保育士資格を有し、従来の保育所よりも保育士を１名多く配置するよう定められています。保育所の分園やミニ保育所に近い形態です。

Ｂ 型　職員の半数以上が保育士で、Ａ 型と同じく保育所よりも保育士を１名多く配置するよう定められています。

Ｃ型　定員は１０名以下、職員は市町村が行う一定の研修を終了している家庭的保育者が行います。家庭的保育に近い形態です。

小規模保育所は２歳を迎えた最初の３月までの子どもが対象のため、卒園後の受け皿として連携施設を設けています。連携施設以外の保育所を希望する場合は、再度保育所の申込みが必要です。

	運営主体	利用可能年齢	定員
八幡屋保育所	大阪市	０～５歳	99 人
磯路保育所	大阪市	０～５歳	95 人

	運営主体	利用可能年齢	定員
田中保育所	(社福)淳風会	０～５歳	107 人
善児園	(社福)雙樹苑	０～５歳	153 人
港乳児保育センター 港保育所	(社福)港民生会	０～２歳 ２～３歳	138 人 83 人
アソカ学園	(宗)浄光寺	１～５歳	228 人
日輪学園保育所	(社福)日輪学園	０～５歳	288 人
池島保育園	(社福)なみはや福祉会	０～５歳	110 人
築港保育園	(社福)なみはや福祉会	０～５歳	40 人
安治川保育園	(社福)淳風会	０～５歳	170 人
第２善児園	(社福)雙樹苑	０～５歳	86 人
はらっぱ舎	(公)子ども情報研究センター	０～５歳	60 人

	運営主体	事業種別	利用可能年齢	定員
波除学園（保育園） 波除学園（幼稚園）	(社福)淳風会	保育園型	０～５歳 ３～５歳	169 人 ６人

	運営主体	事業種別	連携施設	利用可能年齢	定員
バンビ保育所	松浦初美	Ｃ型	アソカ学園	０～２歳	10 人
風の丘保育園	(株)エンジェル・スクワッド	Ｃ型	なし	０～２歳	10 人
きららもとまち保育園	オールヒューマンサポート(株)	Ｃ型	大正ゆめの樹保育園	０～２歳	10 人
キングダム・キッズ磯路	フォーキッズ(株)	Ａ型	アソカ学園	０～２歳	19 人
はらっぱ舎ＡＩＡＩ	(公)子ども情報研究センター	Ａ型	はらっぱ舎	０～２歳	19 人
ひまわり保育園みなと	(株)すきっぷ	Ａ型	アソカ学園	０～２歳	19 人
よいこ園	(社福)雙樹苑	Ａ型	第２善児園	０～２歳	12 人

保育園を利用するには？

保護者が共に「保育を必要とする事由」に該当する場合、保育所へのお申込みが可能です。お住まいの区の区役所で申込みをし、利用調整を行った上で内定者を決定します。入所の可否に関わらず、保育が必要と認められた方全員に後日「支給認定証」を送付します。

保育を必要とする事由

- 就労（フルタイム・パートタイム・夜間・居宅内の労働など）
- 求職活動（起業準備を含む）
- 妊娠・出産
- 保護者の疾病・障がい
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 就学（職業訓練校における職業訓練を含む）
- 虐待やＤＶのおそれがあること
- その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

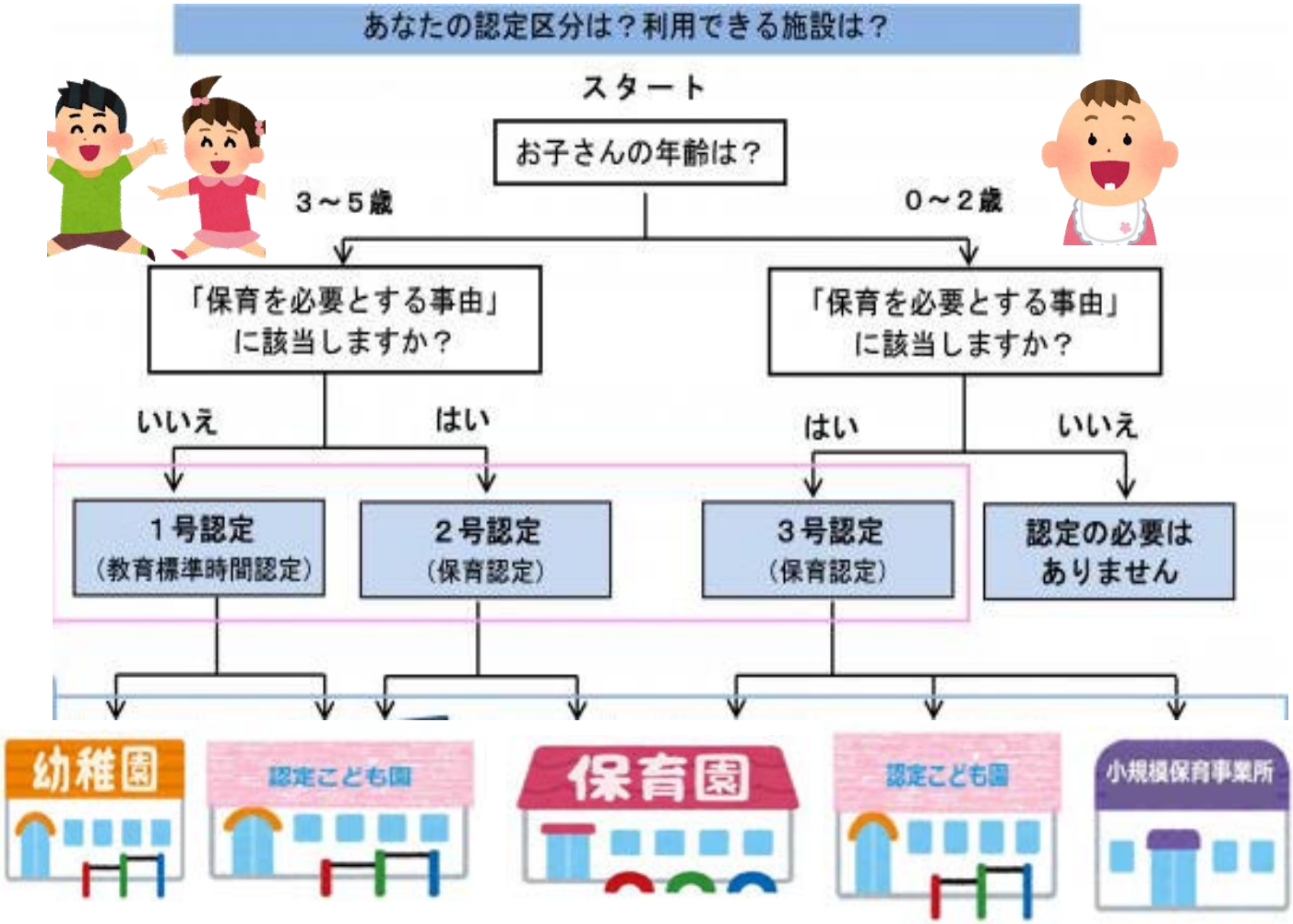

保育園の利用時間は？

「教育・保育支給認定」と同時に、保護者の状況に応じて「保育必要量」の認定を行います。
「保育必要量」には「保育標準時間」と「保育短時間」の２種類があります。
また、「教育・保育支給認定」には、それぞれの事由によって有効期間が定められています。

保育標準時間　・・・・・　１日最大 11 時間
保育短時間　　・・・・・　１日最大　８時間　保育施設を利用できます。

保育が必要な事由	保育必要量	認定の有効期間
就　労 月 48 時間以上、120 時間未満	保育短時間	子どもの小学校就学まで
就　労 月 120 時間以上	保育標準時間	
疾病・障がい	疾病や障がいの程度、各家庭の状況により判断します。	
介護・看護		
災害復旧		
求職活動	保育短時間	有効期間の開始日から起算して90 日を経過する日の月末まで
就　学	就学時間に応じて決定	保護者の卒業、終了予定日の月末まで
妊娠・出産	保育標準時間	出産予定日の８週前（多胎妊娠 14 週）から出産後８週間を経過した月末まで

例）開設時間が７時～１８時 30 分、保育短時間を９時～17 時、保育標準時間を７時～18 時に設定している園の場合

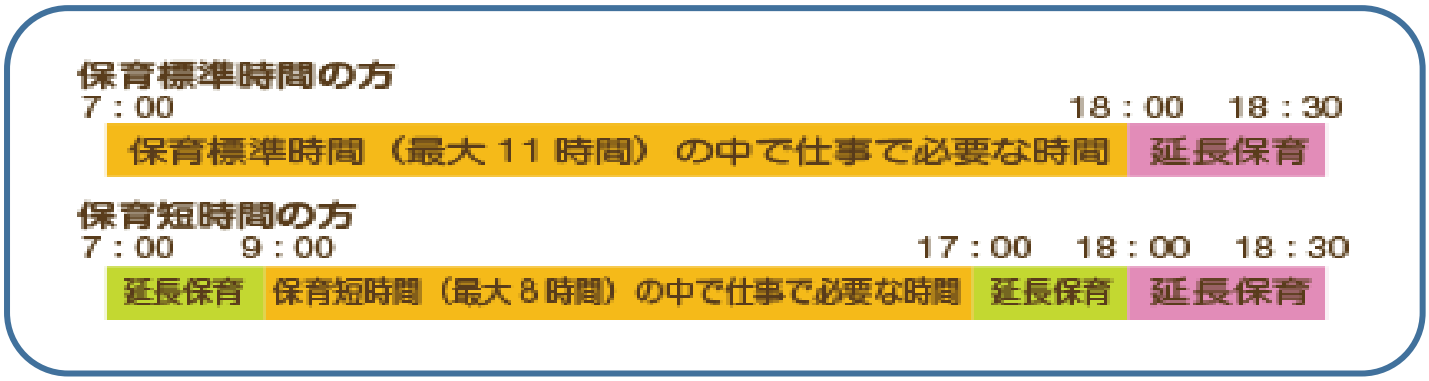

※延長保育時間は別途料金がかかります。延長保育料は各園によって金額設定が違います。
※開所時間や標準時間、短時間の設定時間や延長保育料はそれぞれの保育施設で異なります。

保育園って点数で決まるの？

施設の受け入れ可能数よりも申込みの人数が多かった時には「利用調整」によって入所者を決定します。

利用調整とは、ご家庭の保育の必要性を指数化（点数化）し、空き状況に応じて点数の高い世帯から順に利用を決定することです。

最初の利用調整で保留となった場合でも、その年度の３月までは毎月利用調整の対象となります。

1

申込冊子２２・２３ページの（１）基本点数表に基づき父母それぞれの点数を出し合算します。

2

申込冊子２４・２５ページの（２）調整指数表により、家庭の状況に応じた点数を加減します。

3

０～５歳児別に分け、①②の合計点数が高い世帯の第一希望園から決定していきます。

同じ点数の人がたくさんいる場合はどうなるの？？

申込冊子２５ページの（３）順位表により、同点数の世帯に優先順位をつけて決定します。

例えば・・・

田中保育所に２名空きありの場合

	Ａさん世帯 200点	Ｂさん世帯 180点	Ｃさん世帯 130点
第１希望	八幡屋保育所	磯路保育所	田中保育所
第２希望	はらっぱ舎	八幡屋保育所	池島保育園
第３希望	磯路保育所	田中保育所	はらっぱ舎
第４希望	―	―	ひまわり
結果	保留	田中保育所 内定	田中保育所 内定

磯路保育所、ひまわりに１名空きありの場合

	Ａさん世帯 200点	Ｂさん世帯 180点	Ｃさん世帯 130点
第１希望	八幡屋保育所	磯路保育所	田中保育所
第２希望	はらっぱ舎	八幡屋保育所	池島保育園
第３希望	磯路保育所	田中保育所	はらっぱ舎
第４希望	―	―	ひまわり
結果	磯路保育所 内定	保留	ひまわり 内定

このように、希望された園でのみ調整を行うため、点数に差があっても入所の可能性はあります。
入所後の生活をイメージして本当に通える園を希望園としてご記入ください。

世帯の点数はこんなふうに計算しています。

☆（申込冊子22～25ページの点数表と併せてご覧ください）☆

- ふたご
- 父：週５／フルタイム勤務
- 母：４月から就労内定中（週５／１日６時間）のパートタイム勤務

基本点数　父：１００
　　母：　８０
調整点　＋３　→　きょうだいの状況
　　１８３点

- 入所希望する園に上の子が入所中
- 父：週５／フルタイム勤務
- 母：育休中（育休前は週５／フルタイム勤務）
- 自宅の１キロ圏内に６５歳未満の祖父母が居住（祖父は就労、祖母は専業主婦）

基本点数　父：１００
　　母：１００
調整点　＋７　→　きょうだいの状況
　　－３　→　保育の代替手段
　　２０４点

- ２人同時入所希望
- 父：週５／フルタイム勤務で現在は北海道に単身赴任中
- 母：子どもが入所したら仕事を探したい

基本点数　父：１００
　　母：　３０
調整点　＋６　→　就労状況
　　１３６点

- 現在、対象児童は企業主導型保育所に入所中
- 入所希望園に上の子２人が入所中
- 父：週５／フルタイム勤務
- 母：週４日／１日６時間のパートタイム勤務

基本点数　父：１００
　　母：　８０
調整点　＋５　→　保育の代替手段
　　＋１０　→　きょうだいの状況
　　１９５点

保育料ってどれくらい？

4月1日の年齢が
0．1．2歳児のこども

・保育必要量（標準時間／短時間）
・保護者の市民税の所得割額の合計
により保育料を決定します。

父母の年収が合算して１０３万円未満で、生計を同一とする祖父母のいずれかが年収３００万円を超える場合は、祖父母の市民税も合算して保育料を算定します。

要点

毎年６月頃にお手元に届く「市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書」をご参照ください。保護者の市民税の税額控除前所得割額を申込冊子の２８ページの「大阪市保育料金額表」に照らし合わせると、保育料がわかります。（父母ともに課税の場合はご夫婦の合算）

保育料の例

・４月１日の年齢が１歳のお子さまが、標準時間認定で保育を利用。
・父の所得割額が１７３，６８０円、母が配偶者控除の対象となっているお子さまの場合

１７３，６８０円×６÷８＝１３０，２６０円

申込冊子２８ページの大阪市保育料金額表に照らし合わせると１３階層（３２，７００円）となります。

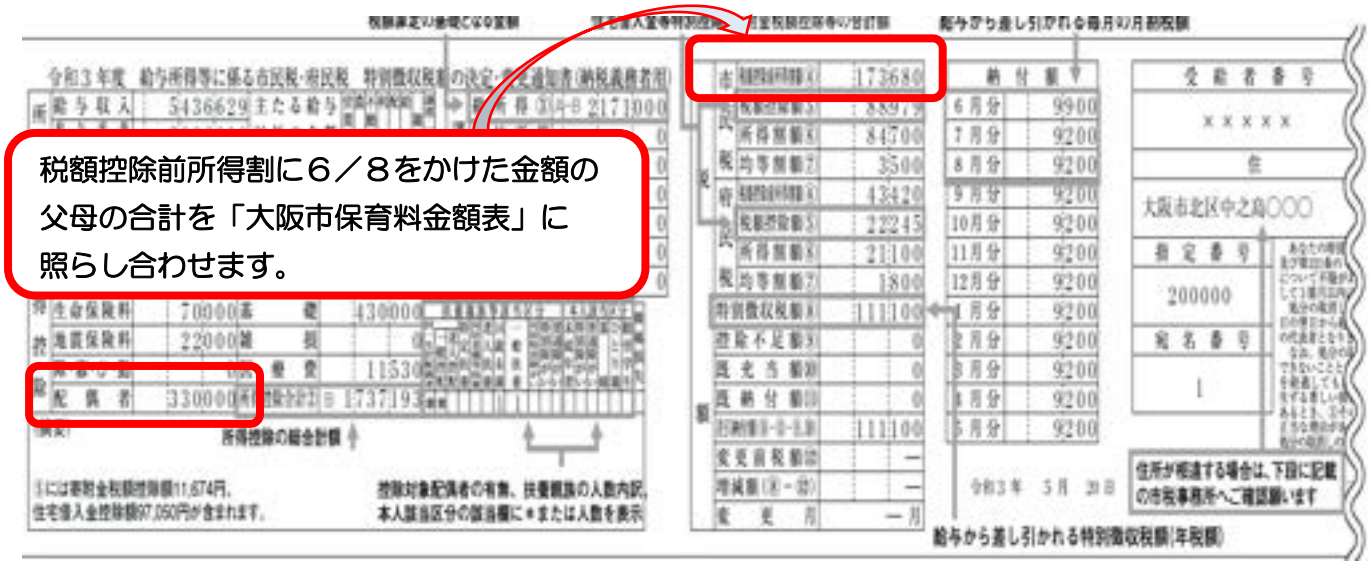

☆きょうだい等がいる世帯、ひとり親・障がい者世帯には保育料の軽減があります。

きょうだい等の軽減	第３子 無料	第２子 半額	第１子 全額	・２～８A 階層は年齢に関わらず、生計を一にする子どもを年長順にカウントします。 ・８B 階層以降は小学校就学前で保育施設等を利用している子どものみカウントします。
ひとり親・障がい者世帯の軽減	第２子 無料	第１子 半額未満（注②）	小1以上もカウントする	・２～９階層のひとり親世帯、障がい者世帯については、年齢に関わらず、生計を一にする子どもを年長順にカウントして、２人目以降は無料となります。

4月1日の年齢が0. 1. 2歳で非課税世帯のこども

&

4月1日の年齢が3. 4. 5歳の全てのこども

国の幼児教育無償化により保育料は0円となります。

ただし・・・

園にかかる諸経費

主食費（ご飯）

副食費(おかず等)

園にかかる諸経費や、延長保育料、<u>３歳児以降の</u>主食費（ご飯）、副食費※（おかず・おやつ代）は別途保育園へお支払いいただく必要があります。

※
- 第３子以降の子ども
- 保育料の利用者負担区分が１～８Ａ階層の世帯
- ひとり親世帯または障がい者のいる世帯で利用者負担区分が１～９階層の世帯

については、副食費の免除が適用されます。

入所申込について

保育園の入所には、年度始まりの４月から入所する**「一斉入所」**と、５月以降の年度途中から入所する**「途中入所」**があります。学年の始まりとなる４月が１年の中で最も募集人数が多く、４月で埋まりきらなかった枠と、退園等で空いた枠が５月以降の募集人数となります。

	令和４年度一斉入所 １次調整申込み	令和４年度一斉入所 ２次調整申込み	年度途中申込
申請書類	令和４年度用	令和４年度用	入所希望する年度用
申込時期	令和３年１０月１日（金） ～１０月１５日（金）	令和４年１月４日（火） ～２月１０日（木）	入所希望月の前月５日まで（土日祝の場合は翌開庁日）
結果発表	令和４年１月25日(火) 通知発送	令和４年２月28日(月) 通知発送	入所希望月前月の 15日前後に通知発送 （内定の方には電話連絡）
内定した場合の入所日	令和４年４月１日	令和４年４月１日	入所決定月の１日
保留となった場合	自動的に２次調整の対象となる	申込み年度の３月まで毎月調整の対象となる	申込み年度の３月まで毎月調整の対象となる
２次調整保留となった場合	令和５年３月まで毎月利用調整の対象となる		

２次調整とは

一斉入所には「１次調整」と「２次調整」があります。
２次調整は１次調整で埋まりきらなかった空き枠を公表し、１次調整で保留となった方と、新たに申請された方を対象に調整を行います。

保留通知について

お申込み月の利用調整で入所できなかった方に送付いたします。
翌月以降は保留通知の送付はせず、入所が可能となった場合のみお電話でご連絡いたします。

令和4年度 一斉入所 お申し込み方法

1

令和４年度　保育施設・保育事業利用の案内を入手してください。

９月６日（月）から港区役所３階のエレベーターホール前と港区の全ての認可の保育施設にて配布しています。またホームページからもダウンロードしていただけます。

2

就労証明や診断書等、時間のかかる書類の準備を始めましょう。

不足書類の提出期限（１１月１５日（月））を過ぎると、１次選考に点数を反映できません。保育を必要とする事由を確認する書類が間に合わなかった場合は申請却下となることもあります。

3

一斉入所受付のオンライン予約をお取りください。

９月１０日（金）９時より、オンライン予約を開始します。当日はご予約の方が優先となりますので、忘れずに予約をお取りください。

4

ご予約された日時に面接会場にお越しください。

当日はお子さまの面接もありますので、お子さまと一緒にお越しください。
混雑緩和のため、あまりに早いご来場はお控えいただき、遅れそうな時や来場できない場合はご連絡ください。面接時間は１世帯２０分を予定しておりますので、申請書はご記入いただいた上でお持ちください。
※当日お子さまの同伴が難しい場合は、面接のみ後日実施しますのでご相談ください。

申請の書類について

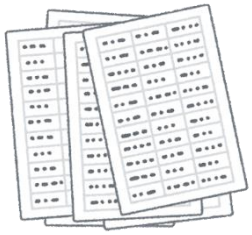

保育園のお申し込みには、保護者に書いていただく書類と、「保育を必要とする事由」を証明するために職場等で記入してもらう書類、お子さまに疾病等がある場合に提出いただく診断書等があります。それぞれの書類についてご案内します。

子どものための教育・保育給付
保育認定（変更）申請書兼
保育施設・事業利用調整申込書

申込書の表紙となるページです。世帯の方のお名前や、希望保育施設を記入します。

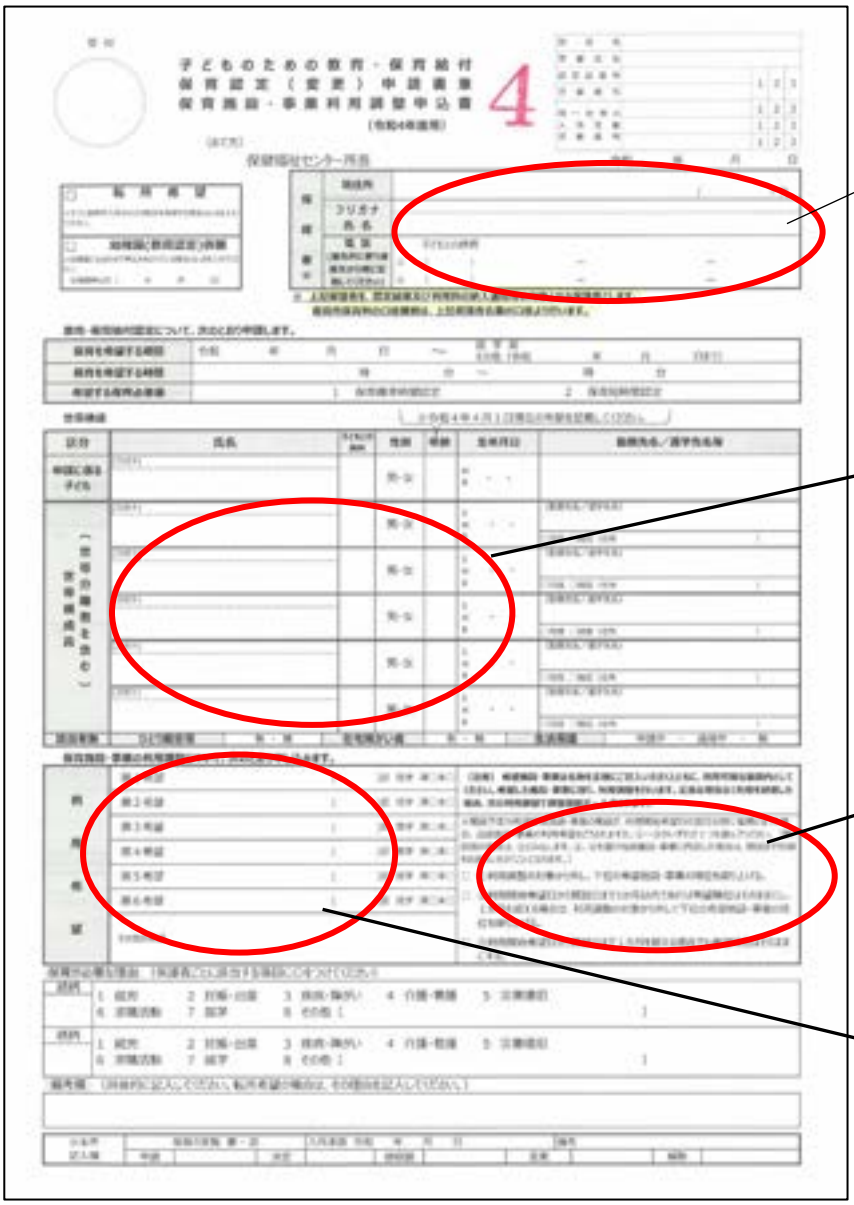

こちらにお名前を記入された方の口座より保育料を引落します。また、保育園関係の書類を送付する際の宛名となります。

住民票に記載されている方全てをご記入ください。
実際には居住していない方、世帯分離している方も含みます。

これから新設される保育園を希望される方のみご記入ください。

ご希望の園のみご記入ください。
第６希望まで無理に埋める必要はありません。
希望される方は第７希望以降もご記入いただけます。

利用調整調査票（その１）

保護者の状況や、祖父母、きょうだいについてご記入いただくページです。

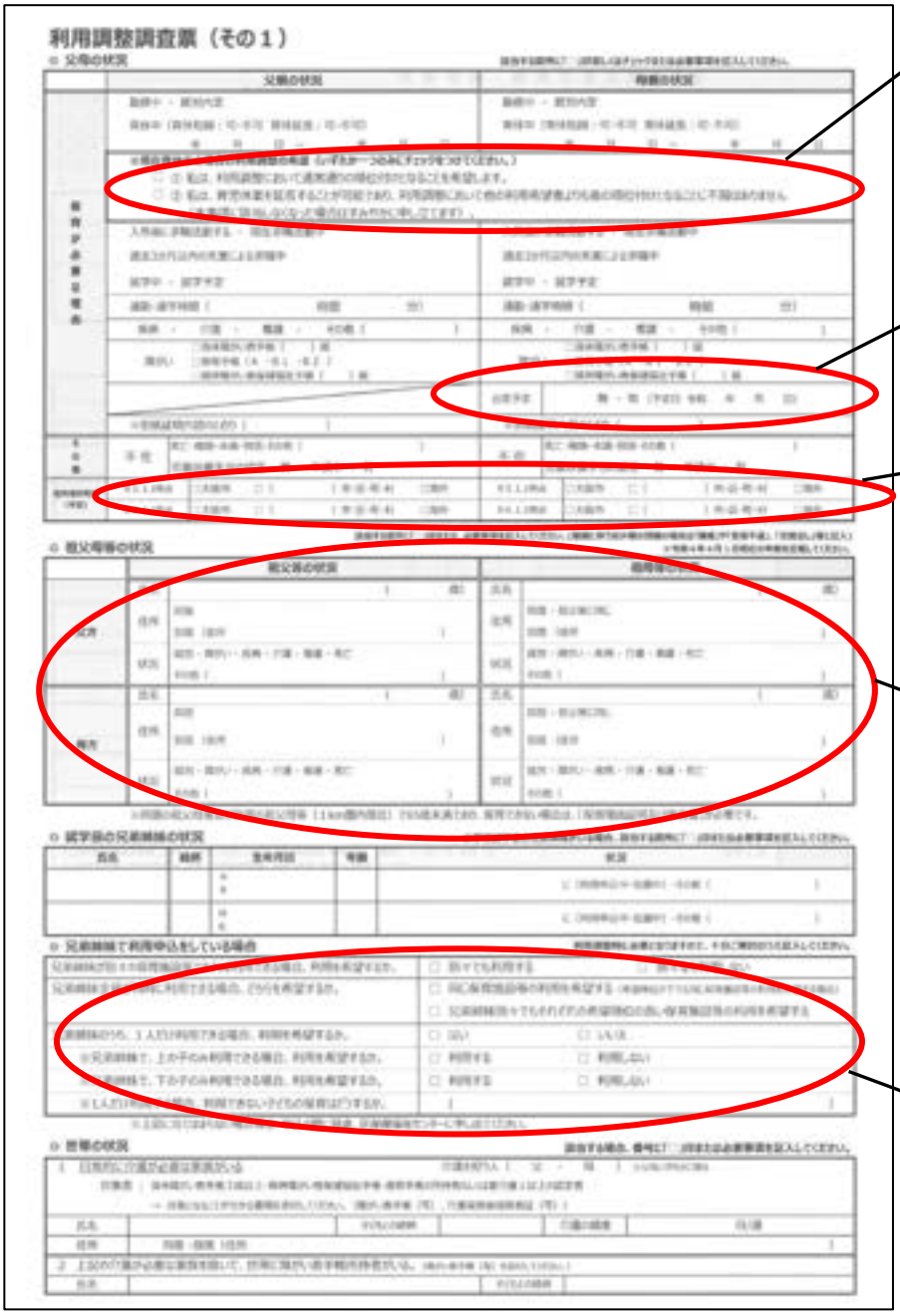

育児休業中の方のみご記入ください。上の☑は点数どおりの順位となります。下の☑は一番低い点数の方の後の順位となり、入所の可能性が低くなります。育児休業を延長希望される方向けです。

全ての保護者の方が対象です。
有無について必ずご記入ください。

令和３年１月１日に大阪市外に住民票があった方は、課税証明の提出が必要です。

同居、または自宅から１㎞圏内に６５歳未満の祖父母が居住している場合、減点の対象となります。就労・介護・疾病等で保育ができない証明を提出することで減点を消すことができます。

きょうだい同時で申込みされる方のみご記入ください。
上のお子さまが入所中で、今回は下のお子さま１人だけのお申込みの場合は記入不要です。

利用調整調査票（その２）

お子さまの現在の保育状況や、出生時の状況、病気や障がいの有無についてご記入いただくページです。

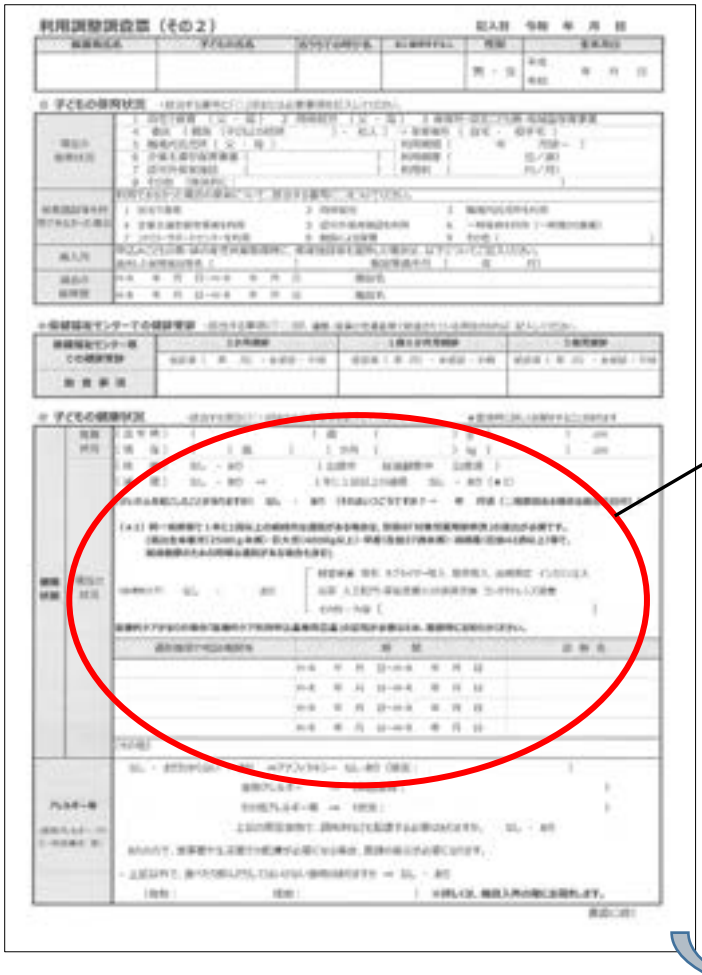
利用調整調査票（その２）

同一疾病等で<u>１年に１回以上の継続的な通院があるお子さま</u>は「対象児童用診断書」の提出が必要です。
便秘やアトピー性皮膚炎など診断書が不要な場合もあります。迷った場合は担当までご確認ください。

裏面にはお子さまの現在の生活状況をご記入ください。

対象児童用診断書

対象児童用診断書

かかりつけ医、小児科で記入してもらってください。
取得には診断書料がかかります。
入所決定や、入所後の安全な保育のために必要となります。

個人情報に係る同意書及び利用申し込みに係る確認書

保育施設にお申し込みいただく際の注意事項です。全てお読みいただき、☑と保護者欄への署名をお願いします。

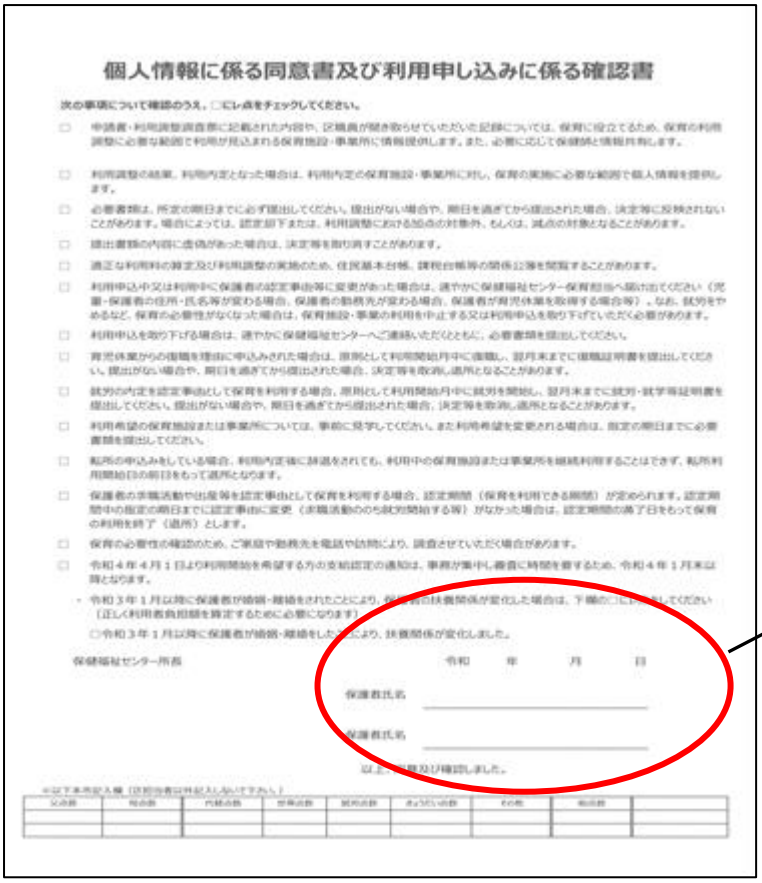

個人情報に係る同意書及び利用申し込みに係る確認書

次の事項について確認のうえ、□にレ点をチェックしてください。

□ 申請書・利用調整調査票に記載された内容や、区職員が聞き取りさせていただく記録については、保育に役立てるため、保育の利用調整に必要な範囲で利用が見込まれる保育施設・事業所に情報提供します。また、必要に応じて保健師と情報共有します。

□ 利用調整の結果、利用内定となった場合は、利用内定の保育施設・事業所に対し、保育の実施に必要な範囲で個人情報を提供します。

□ 必要書類は、所定の期日までに必ず提出してください。提出がない場合や、期日を過ぎてから提出された場合、決定等に反映されないことがあります。場合によっては、認定却下または、利用調整における加点の対象外、もしくは、減点の対象となることがあります。

□ 提出書類の内容に虚偽があった場合は、決定等を取り消すことがあります。

□ 適正な利用料の算定及び利用調整の実施のため、住民基本台帳、課税台帳等の関係公簿を閲覧することがあります。

□ 利用申込中又は利用中に保護者の認定事由等に変更があった場合は、速やかに保健福祉センター保育担当へ届け出てください（児童・保護者の住所・氏名等が変わる場合、保護者の勤務先が変わる場合、保護者が育児休業を取得する場合等）。なお、就労をやめるなど、保育の必要性がなくなった場合は、保育施設・事業の利用を中止する又は利用申込を取り下げていただく必要があります。

□ 利用申込を取り下げる場合は、速やかに保健福祉センターへご連絡いただくとともに、必要書類を提出してください。

□ 育児休業からの復職を理由に申込みされた場合は、原則として利用開始月中に復職し、翌月末までに復職証明書を提出してください。提出がない場合や、期日を過ぎてから提出された場合、決定等を取消し退所となることがあります。

□ 就労の内定を認定事由として保育を利用する場合、原則として利用開始月中に就労を開始し、翌月末までに就労・就学等証明書を提出してください。提出がない場合や、期日を過ぎてから提出された場合、決定等を取消し退所となることがあります。

□ 利用希望の保育施設または事業所については、事前に見学してください。また利用希望を変更される場合は、指定の期日までに必要書類を提出してください。

□ 私所の申込みをしている場合、利用内定後に辞退をされても、利用中の保育施設または事業所を継続利用することはできず、私所利用開始日の前日をもって退所となります。

□ 保護者の求職活動や出産等を認定事由として保育を利用する場合、認定期間（保育を利用できる期間）が定められます。認定期間中の指定の期日までに認定事由に変更（求職活動ののち就労開始する等）がなかった場合は、認定期間の末了日をもって保育の利用を終了（退所）とします。

□ 保育の必要性の確認のため、ご家庭や勤務先を電話や訪問により、調査させていただく場合があります。

□ 令和４年４月１日より利用開始を希望する方の支給認定の通知は、事務が集中し審査に時間を要するため、令和４年１月末以降となります。

・令和３年１月以降に保護者が婚姻・離婚をされたことにより、保護者の扶養関係が変化した場合は、下欄のご記入をお願いします（正しく利用者負担額を算定するために必要になります）

○令和３年１月以降に保護者が婚姻・離婚をしたことにより、扶養関係が変化しました。

保健福祉センター所長　　令和　　年　　月　　日

保護者氏名

保護者氏名

上記内容を確認及び確認しました。

※以下本市記入欄（区担当者は外記入しないでください）

父の数	母の数	内縁の数	世帯の数	就労の数	きょうだい の数	その他	他の数	

保護者両方の署名をお願いします。

個人番号記載用紙

保護者とお子さまの個人番号を記載し、申請書の保護者欄に記載した方の本人確認書類をご持参ください。

個人番号記載用紙

利用に希望する教育・保育施設等名

	氏名	個人番号（マイナンバー）
保護者		
申請子ども		
同居世帯員（注）		

※変更申請時は、同居世帯員が新たに増えた場合を除き、同居世帯員に関する記載は不要です。

・次の項目について確認していただき、□の中にチェックをしてください。
□記載した個人番号について、記載間違いがないことを確認しました。

<本人確認について>
マイナンバー制度では法令の定めにより、申請書の本人確認を行う必要があります。
施設の説明等をご確認いただき、必要な書類を区役所窓口で提示してください。
封筒に封入して提出する場合は、これらの書類またはその写し（コピー）を封筒に同封して、提出してください。
ただし、幼児教育・保育施設等をご利用中の方が、利用中の施設等を継続して対象に引き続き提出する場合、これらの書類は不要です。
なお、本人確認用の書類として、健康保険の被保険者証や健康保険等資格喪失証明書の写しを封筒等に同封して提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキング（黒塗りを施して提出してください。

<利用目的について>
取得した個人番号は、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定に関する事務及び児童福祉法に基づく保育の実施に関する事務に利用します。
（保育の実施に関する事務については、教育・保育給付認定を受けた又は希望する場合のみ利用します。）

<個人番号の記載がない場合、書類が不足している場合について>
教育認定申請等の際には、原則として個人番号の記載をお願いします。
ただし個人番号の記載が困難な場合や、本人確認書類が不足している場合は、個人番号を記載せずに申請等を受付することも可能とされています。この場合大阪市が責任者に、必要な範囲で個人番号を調べますが、個人番号が確認できない場合等には、別途手続きに必要な書類を求めることがあります。

提示書類	本人確認書類	
	1種類以上をはがき	2種類以上をはがき
1種類のみ		
2種類以上		
3種類以上		

就労・就学等を事由としてお申込みいただく方の証明書（職場で記入してもらいます）

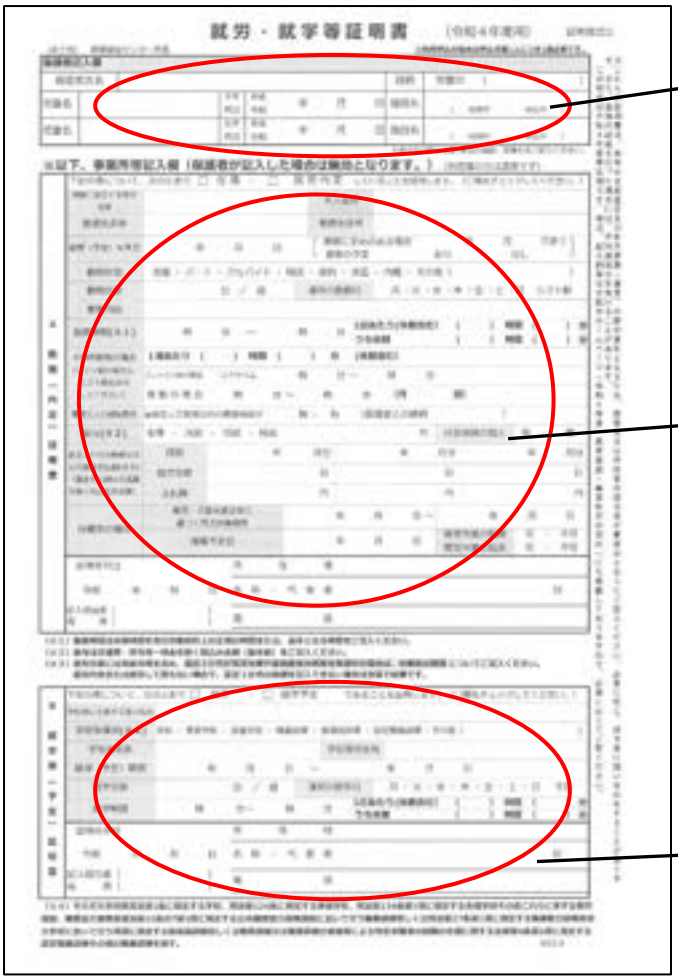

この部分のみ、保護者が記入します。

雇用されている方、雇用される予定の方はＡ欄を会社で記入してもらいます。
シフト制の場合はシフト表の添付をお願いします。

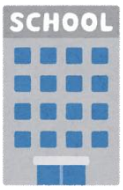

学校に通われている方、その予定の方は、Ｂ欄を学校で記入してもらいます。

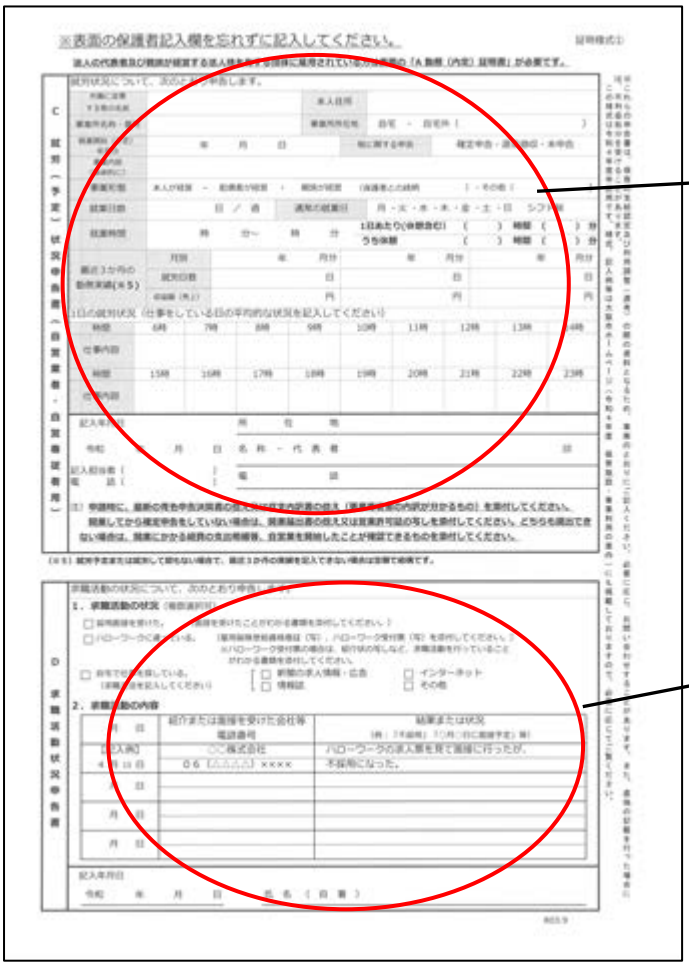

自営業の方はＣ欄に記入してください。
他に営業許可証や確定申告の控えなど、自営業を証明する書類も必要です。

求職活動中の方はＤ欄にご記入ください。
他にハローワークの紹介状や雇用保険証、不採用通知など求職活動を証明する書類があれば加点の対象となります。

介護・看護、疾病・障がいを事由としてお申込みいただく方の証明書

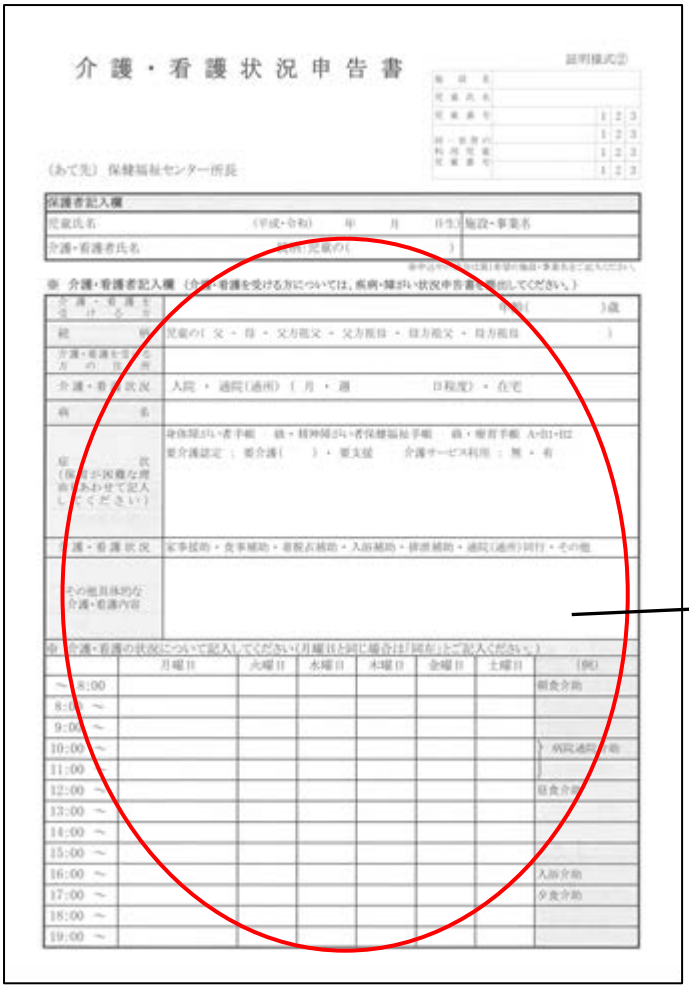

介護・看護を事由とされる方は、こちらをご記入ください。
介護・看護をうけられる方の
- 身体障がい者手帳
- 精神保健福祉手帳
- 療育手帳
- 受給者証
- 介護保険証（要介護１以上）
- 診断書（疾病・障がい状況申告書）

などいずれかが必要です。

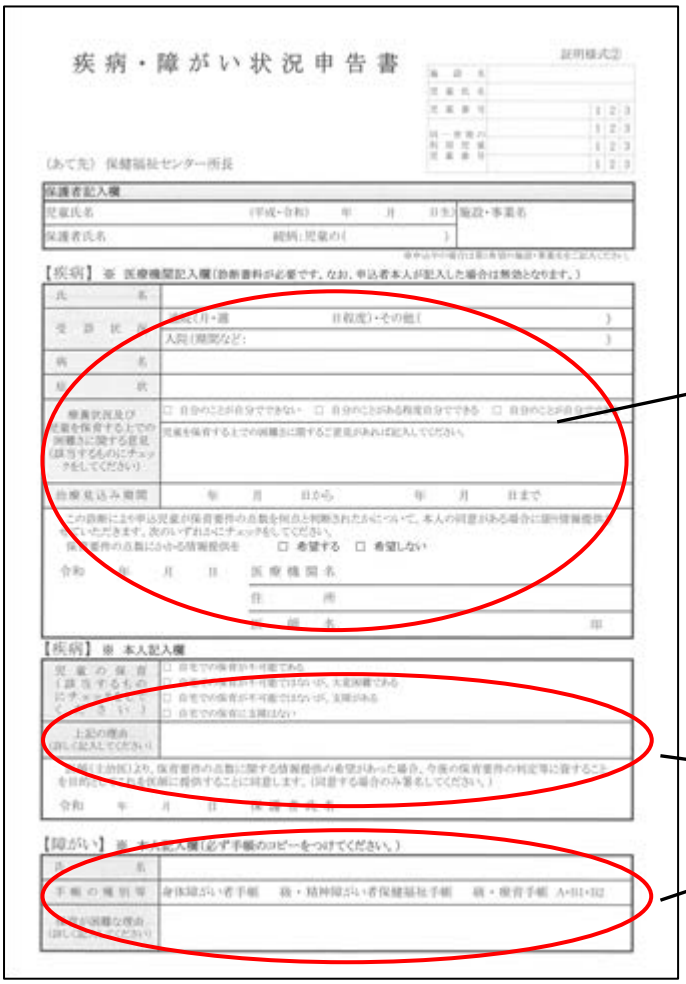

主治医に記入してもらってください。
介護・看護受ける疾病の方の診断書もこちらになります。
診断書料がかかります。

保護者が記入する欄です。

同居または自宅から１km圏内に居住する６５歳未満の祖父母用証明

ご提出いただくことで、利用調整時の点数が上がります。

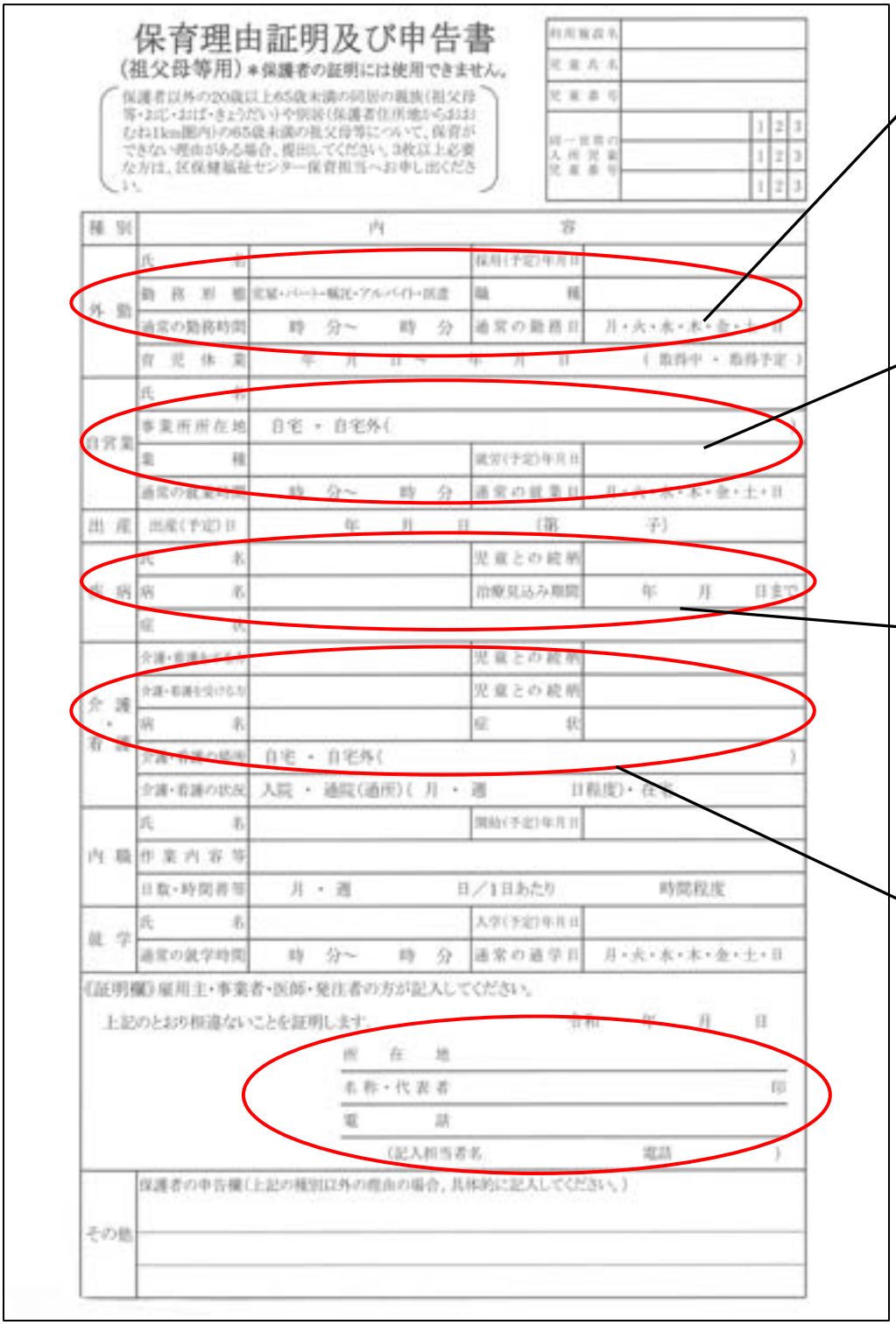

保育理由証明及び申告書

（祖父母等用）＊保護者の証明には使用できません。

保護者以外の20歳以上65歳未満の同居の親族（祖父母等・おじ・おば・きょうだい）や別居（保護者住所地からおおむね1km圏内）の65歳未満の祖父母等について、保育ができない理由がある場合、提出してください。3枚以上必要な方は、区保健福祉センター保育担当へお申し出ください。

利用施設名	
児童氏名	
児童番号	
同一世帯の入所児童 児童番号	1 2 3
	1 2 3
	1 2 3

種別		内容		
外勤	氏名		採用（予定）年月日	
	勤務形態	常勤・パート・嘱託・アルバイト・派遣	職種	
	通常の勤務時間	時 分～ 時 分	通常の勤務日	月・火・水・木・金・土・日
	育児休業	年 月 日～ 年 月 日	（取得中・取得予定）	
自営業	氏名			
	事業所所在地	自宅・自宅外（ ）		
	業種		就労（予定）年月日	
	通常の就業時間	時 分～ 時 分	通常の就業日	月・火・水・木・金・土・日
出産	出産（予定）日	年 月 日（第 子）		
疾病	氏名		児童との続柄	
	病名		治療見込み期間	年 月 日まで
	症状			
介護・看護	介護・看護を必要とする方		児童との続柄	
	介護・看護を受ける方		児童との続柄	
	病名		症状	
	介護・看護の場所	自宅・自宅外（ ）		
	介護・看護の状況	入院・通院（通所）（ 月・週 日程度）・在宅		
内職	氏名		開始（予定）年月日	
	作業内容等			
	日数・時間等	月・週 日／1日あたり 時間程度		
就学	氏名		入学（予定）年月日	
	通常の就学時間	時 分～ 時 分	通常の通学日	月・火・水・木・金・土・日

《証明欄》雇用主・事業者・医師・発注者の方が記入してください。

上記のとおり相違ないことを証明します。 令和 年 月 日

所在地

名称・代表者 印

電話

（記入担当者名 電話 ）

その他	保護者の申告欄（上記の種別以外の理由の場合，具体的に記入してください。）

お勤めの場合は「外勤」欄と**≪証明欄≫**を会社で記入してもらってください。

自営業の方はこちらをご記入いただき、**営業許可証、確定申告書の控え**など自営業を証明する書類を添付してください。

疾病の場合は、【疾病欄】と≪証明欄≫を主治医に記入してもらってください。
診断書料がかかります。

介護・看護理由の方は、こちらをご記入いただき、介護される方の介護保険証や身体障がい者手帳などのコピーを添付して下さい。

その他の利用調整の点数に反映される書類

認可外保育施設への入所にかかる証明書

お子さまを認可外保育園（企業主導型含む）に預けて就労されている場合、この証明を提出いただくことで利用調整時に加点の対象となります。

（※週３日以上、有償で利用している場合。
※求職中を除く。）

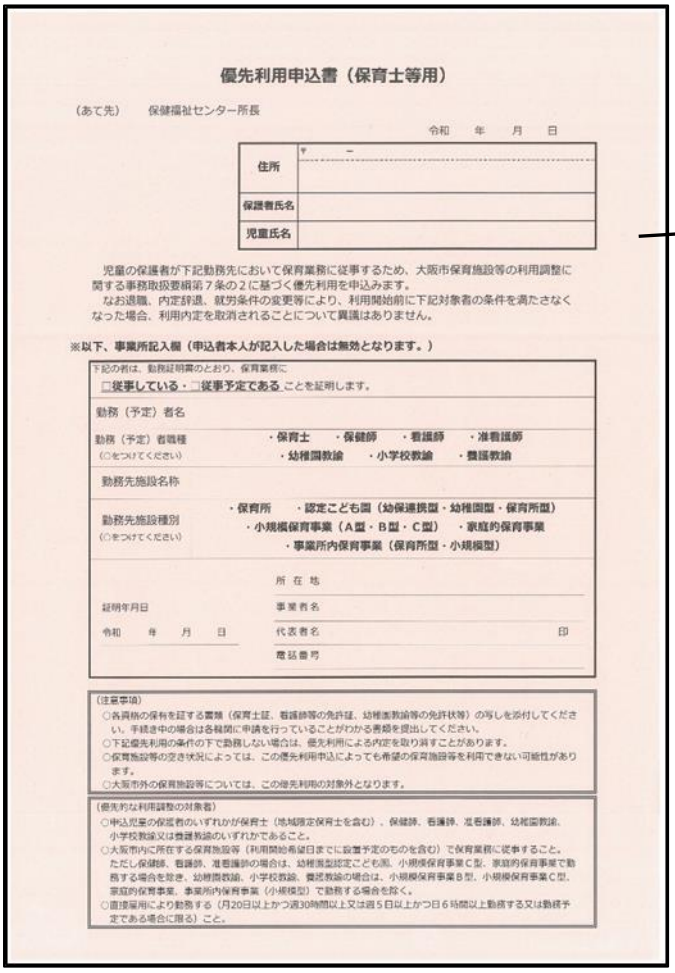

優先利用申込書（保育士等用）

（あて先）　保健福祉センター所長

令和　年　月　日

住所	〒　－
保護者氏名	
児童氏名	

児童の保護者が下記勤務先において保育業務に従事するため、大阪市保育施設等の利用調整に関する事務取扱要綱第７条の２に基づく優先利用を申込みます。
なお退職、内定辞退、就労条件の変更等により、利用開始前に下記対象者の条件を満たさなくなった場合、利用内定を取消されることについて異議はありません。

※以下、事業所記入欄（申込者本人が記入した場合は無効となります。）

下記の者は、勤務証明書のとおり、保育業務に
□従事している・□従事予定である ことを証明します。

勤務（予定）者名

勤務（予定）者職種（○をつけてください）　・保育士　・保健師　・看護師　・准看護師　・幼稚園教諭　・小学校教諭　・養護教諭

勤務先施設名称

勤務先施設種別（○をつけてください）　・保育所　・認定こども園（幼保連携型・幼稚園型・保育所型）　・小規模保育事業（A型・B型・C型）　・家庭的保育事業　・事業所内保育事業（保育所型・小規模型）

証明年月日　令和　年　月　日

所在地
事業者名
代表者名　印
電話番号

（注意事項）
○各資格の保有を証する書類（保育士証、看護師等の免許証、幼稚園教諭等の免許状等）の写しを添付してください。手続き中の場合は各機関に申請を行っていることがわかる書類を提出してください。
○下記優先利用の条件の下で勤務しない場合は、優先利用による内定を取り消すことがあります。
○保育施設等の空き状況によっては、この優先利用申込によっても希望の保育施設等を利用できない可能性があります。
○大阪市外の保育施設等については、この優先利用の対象外となります。

（優先的な利用調整の対象者）
○申込児童の保護者のいずれかが保育士（地域限定保育士を含む）、保健師、看護師、准看護師、幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭のいずれかであること。
○大阪市内に所在する保育施設等（利用開始希望日までに設置予定のものを含む）で保育業務に従事すること。ただし保健師、看護師、准看護師の場合は、幼稚園型認定こども園、小規模保育事業C型、家庭的保育事業で勤務する場合を除き、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の場合は、小規模保育事業B型、小規模保育事業C型、家庭的保育事業、事業所内保育事業（小規模型）で勤務する場合を除く。
○直接雇用により勤務する（月20日以上かつ週30時間以上又は週５日以上かつ日６時間以上勤務する又は勤務予定である場合に限る）こと。

大阪市内の認可の保育施設で働く保育士・保健師・看護師・教諭のための優先利用申込書です。

お勤め先の施設で記入してもらってください。

この用紙の他に、通常の就労・就学等証明書と各資格の免許証のコピーをご提出ください。

※ 優先利用には条件があります。申込冊子の１０ページをご覧ください。

よくあるご質問

どんな施設がおすすめですか？

自宅から無理なく通える施設をおすすめしています。
お仕事をされている場合、自宅から施設まで、施設から会社までの距離や施設の開設時間等を踏まえて検討してください。また、園の雰囲気や、施設と保護者さまの保育方針が合うかなどを判断するため、施設への見学や問い合わせをお勧めしています。

保育施設の保育料は公立と私立では違うの？

大阪市の認可している保育施設は、公立、私立、認定こども園、小規模保育事業所のいずれも保育料は同じです。ただし、保育料以外に施設により徴収される料金があります。ご入所を考えられている施設には制服、体操服などが必要となるのか、毎月の園に支払う諸経費はどのくらいなのか等、各施設に直接ご確認ください。

きょうだいで入所していて、上の子が３歳児クラスになり無償化の対象となった場合、半額だった下の子の保育料はどうなりますか？

無償化の有無にかかわらず、上のお子さまが保育施設等を利用している間は、引き続き２人目のお子さまが半額、３人目以降は無料の多子軽減が継続されます。（8B～２３階層世帯）
２～8B 階層の世帯については、上のお子さまの年齢や保育施設等利用の有無にかかわらず、生計を一としているお子さまを年長順にカウントして多子軽減が適用されます。

令和４年４月からの保育施設利用申込みをして、もし入所が決まらなかった場合、５月からの申込みを改めてする必要がある？

改めて申込みをしていただく必要はありません。保育施設の申込みは、一度申込書を提出していただくとその対象年度中は有効です。
例えば、令和４年４月からの保育施設の申込書を提出し、入所が保留となった場合、令和５年３月入所まで有効です。ただし、申込みの取り下げや一旦内定した園を辞退した場合は、改めてお申込みが必要です。

空き状況が「０人」になっている保育施設を希望の施設として申込みしてもいいの？

空き状況を０人で公表している保育施設でも、希望の施設として申込みしていただけます。
保育施設の空き状況は公表日現在の情報です。年度途中利用であれば毎月１日、一斉入所の場合は１０月中旬頃に大阪市のホームページより公表予定としております。
０人となっていても児童の退所等により公表後に変更となる場合があります。

保育施設の申込書には希望の施設を第６希望まで書く欄がありますが、第６希望まで保育施設を記入しないと選考で不利になる？

不利にはなりません。
希望の施設が第６希望までなければ、希望される範囲でご記入ください。
ただし、希望の施設を多く記載いただいた場合は、選考対象となる施設が多くなるため、入所の可能性は高くなります。
なお、登園に無理がある、保育方針が合わない等で内定後に辞退をされた場合、その年度内の再度のお申込み時には５点の減点となります。入所後の生活をイメージして本当に通える保育施設を精査したうえでご記入ください。

妊娠した場合、現在入所中の子（上の子）は保育施設を退所になるの？

保護者の妊娠をもって、退所していただくことはありません。保育事由を「妊娠・出産」に変更する届出をしていただくことで、出産予定日の８週（多胎妊娠は１４週）前から出産日を起算として８週間を経過した日の月末までご入所を継続していただくことができます。
また、その後も次のいずれかの方法により、既定の期日まで継続入所が可能です。

① ご出産された子ども（下の子）において、育児休業を取得される場合

保育事由を「育児休業」に変更する届出をしていただくことによって、現在入所中の子ども（上の子）は、ご出産された子ども（下の子）が満１歳を迎えてから最初の年度末まで入所が可能です。

② ご出産された子ども（下の子）において育児休業を取得されない場合

保育事由を他の事由に変更する届出をしていただく必要があります。
「就労」、「就学」等の保育事由に変更する届出をしていただくことで、現在入所中の子ども（上の子）のご入所が可能です。
また、一旦退職されている場合には保育事由を「求職活動」に変更していただくことで、届出のあった日より 90 日を経過する日の月末まで、現在入所中の子ども（上の子）の入所が可能です。ただし、保育事由を「求職活動」にされる場合、90 日を経過する月の５日までに、翌月からの保育事由を変更する手続きを済ませる必要があります。

※「求職活動」を保育事由にして入所し、期日までに保育事由が変更できなかった場合９０日を経過する月の月末で一旦退園となり、保育施設への新規利用申込が必要となります。（再度選考を行うため、必ず再入園できるとは限りません。）

令和4年度一斉入所スケジュール

令和３年 ９月 ６日（月）～	区役所・各保育施設にて申込み書類の配布開始
９月 10 日（金）	９時～ 利用申込み受付のオンライン予約開始 令和４年４月入所の空き情報公表（区ホームページ等）
10 月１日（金） ～10 月 15 日（金）	利用申込み受付
10 月 27 日（水）	申込み状況の公表（大阪市ホームページ）
11 月 15 日（月）	期限内に申込みされた方の希望園の変更 不足書類の追加提出 締切
令和４年 １月 25 日（火）	選考結果の通知発送 ２次調整の空き情報公表（区ホームページ等）
１月４日（火） ～２月 10 日（木）	２次調整の受付期間(※１)
２月 28 日（月）	２次調整の結果通知
２月初旬 ～３月末日まで	各園でのオリエンテーション、指定医による健康診断等の実施

※１）１次調整の結果利用者が施設等の受入れ可能数に満たなかった場合のみ、２次調整を行います。

＜５月以降の途中入所＞

～入所を希望する月の前月５日	区役所にて随時利用申し込みを受付 例：10 月入所希望 → ９月５日締切(土日祝日の場合、翌開庁日)
入所希望前月の 20 日頃	選考結果の通知 （内定の場合は電話、保留となった場合は通知のみとなります。）
～入園まで	各園でのオリエンテーション、指定医による健康診断等の実施

※ 選考結果が「保留」となられた(入所できなかった)方は、年度内においては毎月行われる利用調整の対象となります。年度途中で入所可能となった際にはご連絡いたします。次年度４月以降は一斉入所申込が必要です。